

〔事案 2025-163〕 告知義務違反解除無効等請求

・令和 8 年 5 月 23 日 和解成立

<事案の概要>

告知義務違反により契約が解除され、給付金が支払われなかったことを不服として、告知義務違反解除の無効および入院・手術給付金の支払、または本契約の無効または取消および既払保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 6 年 6 月から 7 月まで遺伝性球状赤血球症により入院し、入院中に腹腔鏡下脾摘出術を受けたため、令和 6 年 2 月に契約した収入保険（契約①）および入院保険（契約②）、同年 3 月に契約した変額保険（契約③）にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に本契約を解除され、給付金は支払われなかった。しかし、以下の理由により、告知義務違反解除を無効とし、給付金を支払ってほしい。または、本契約を無効もしくは取り消して既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集時に、募集人または保険会社に対して、遺伝性球状赤血球症という持病があることを伝え、それでも加入できる保険なのか確認したうえで、申込みをしたものである。
- (2) 告知時に、診査医に対して、健康診断で異常を指摘されたことがある旨を伝えたが、診査医から保険加入ができなくなるから、異常がないにチェックで良いと言われ、異常なしに記入してしまった。また、その後に募集人に上記の経緯を伝えたが、大丈夫とのことだったので、そのまま保険加入を進めた。
- (3) 告知書の控えに、告知日当日に上記(2)の経緯を記載した付箋を貼付している。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申込時に申立人から、申込日前日に A 病院を受診し検査を受けたことは聞いたが、同病院で持病が診断されていることは聞いておらず、申立人には、告知時に診査医に対して告知するよう伝えたものである。
- (2) 診査医は、告知時に申立人から肺炎で入院したことは聞いたが、健康診断を受けた際に異常を指摘されたとの事実は聞いておらず、保険加入ができなくなるから、異常がないにチェックで良いなどとも言っていない。
- (3) 告知書控の付箋はいつ誰が記述・貼付したものであるか不明である。仮にそれが診査当日のものであるとしても、そのことのみで不告知教唆があったと認定することはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集および告知時の経緯等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、事情聴取において、本契約の申込の際に、申立人から、遺伝性球状赤血球症と

いった具体的な内容は聞いていないものの、申込の前日に病院を受診し、赤血球の数値の異常により検査を受けたことを聞いた旨を陳述している。被保険者が申込日の前日に病院を受診し、検査をしていたという事実は、告知にかかわり得る非常に重要な事実と言えるため、募集人は、申立人に対して、申込日前日の受診について診査医に告知したか確認をする、あるいは、その点に関して取扱報告書に記載して、保険会社に伝わるようにする等、通常よりも丁寧な対応を行うことが望ましかったものと言え、もしそのような対応がなされていれば、本件の不告知が生じていなかった可能性もある。